

平成15年2月13日

日本プライムリアルティ投資法人 御中

[住所]東京都千代田区内幸町1-1-7
 [鑑定機関]榊谷澤総合鑑定所 東京事務所
 [代表者] 岡村秀樹



[鑑定評価書要約]

別紙(田無アスタビル)の不動産に関する平成15年2月19日付(発行番号 第20037N-33-02084号)鑑定評価書の要約内容につき、下表のとおりご報告いたします。

*本書の対象不動産の表示のページのコピーを添付して下さい。

	内容	根拠等
鑑定機関	株式会社谷澤総合鑑定所	
鑑定評価額	10,850,000,000円	
価格の種類	特定価格	本件では特定価格と正常価格と一致している。
試算価格調整方法	収益価格を中心に、積算価格からの検証を行い、鑑定評価額を決定した。	
価格時点	平成14年12月31日	
収益価格	10,850,000,000円	
調整方法	DCF法を重視し、直接還元法による収益価格からの検証を行い、収益価格を試算した。	
直接還元法による収益価格	10,965,000,000円	標準化純収益を還元利回りで還元して査定した。
標準化純収益(NCF)	756,608,294円	
還元利回り	6.9%	基本利率、純収益変動率及び建物の経済的残存耐用年数並びに積算価格割合をもとにして査定した。
DCF法による収益価格		
期間収益割引率	7.30%	
ターミナルキャップレート	7.60%	
①期間収益の現在価値の総和	6,010,815,000円	
②10年後の収益価格	10,005,410,000円	
③売却費用	300,162,000円	
④復帰価格等	9,705,248,000円	
⑤復帰価格等の現在価値	4,797,440,000円	
積算価格	8,678,000,000円	
土地比率	33.87%	百分率で小数第3位を四捨五入。
建物比率	66.13%	百分率で小数第3位を四捨五入。

不動産の鑑定評価額又は調査価格は、個々の不動産鑑定士の分析に基づく、分析の時点における評価に関する意見を示したものととどまります。同じ物件について鑑定又は調査を行った場合でも、不動産鑑定士、評価方法又は調査の方法若しくは時期によって鑑定評価額又は調査価格が異なる可能性があります。また、かかる鑑定又は調査の結果が、現在及び将来において当該鑑定評価額又は調査価格による売買を保証又は約束するものではなく、不動産が将来売却される場合であっても鑑定評価額又は調査価格をもって売却できるとは限りません。

記

〔1〕対象不動産の表示

1. 一棟の建物及びその敷地

種類	所在	地番又は 家屋番号	地目又は構造用途	数量 (㎡)
			公簿	
土地	東京都西東京市 田無町2丁目	1番1	宅地	(実測) 12,326.30
建物	同所地上	アスタ	構造： 鉄骨鉄筋コンクリート造 陸屋根地下2階付 17階建 用途： 店舗・住宅・駐車場	(実測) 83,984.48

2. 専有部分の表示

種類	専有部分の建物 ・敷地権の表示	構造・用途	数量 (㎡)
区分 所有 建物 及び その 敷地	家屋番号：1番1の7 建物番号：1 敷地権の種類：所有権	(公簿) 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階付6階建 店舗	39,199.60㎡ のうち 52,878,016 ----- 100,000,000 敷地権の割合 79,527,446 ----- 100,000,000 のうち 52,878,016 ----- 100,000,000

土地所有者：みずほアセット信託銀行株式会社
建物所有者：みずほアセット信託銀行株式会社

〔2〕権利の種類及び類型

1. 権利の種類：所有権（土地：共有、建物区分所有）
2. 類型：区分所有建物及びその敷地（貸家及びその敷地）

〔3〕鑑定評価額及び価格の種類

価格の種類	総額
特定価格	金10,850,000,000円

※ 正常価格は金10,850,000,000円である。

※ なお、通常の不動産取引に当たっては、上記評価額から買主に継承される保証金返還債務額を控除した額が決済価額として授受される。

〔4〕鑑定評価額の価格時点及び評価を行った日付

価格時点 平成14年12月31日
行った日付 平成15年1月29日

〔5〕鑑定評価の依頼目的

投信法に係る特定資産の適正な価格開示のため。

〔6〕鑑定評価の条件

1. 対象確定条件

- (1) 数量は、土地は実測数量、建物は公簿数量にて確定すること。
- (2) 借家人居付の現況を所与とした「区分所有建物及びその敷地（貸家及びその敷地）」としての評価を行うこと。

2. その他の条件

なし

〔 7 〕 鑑定評価の依頼目的及び条件と価格の種類との関連

本件評価は投資信託及び投資法人に関する法律に基づく評価条件の下で、投資家に示すための投資採算価値を表す価格を求める場合に該当することから、価格の種類は特定価格となる。

〔 8 〕 当該不動産の鑑定評価に関与した不動産鑑定士等の対象不動産に関する利害関係又は対象不動産に関し利害関係を有する者との縁故若しくは特別の利害関係

な し

後述する鑑定評価額決定の理由の要旨に従い上記の通り鑑定評価した。

以 上